

◇ 空売り注文についての注意事項

1. 空売り価格規制について（トリガー価格に抵触した銘柄）

金融商品取引所において空売り（信用新規売り）を行う場合、「金融商品取引法施行令」および、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」において「空売り価格規制」が設けられております。

個人投資家等において、1回当たり50単元以下の空売り注文であれば、価格規制の対象とはなりません。お客様が意図的に1回当たり50単元以下の注文に分割して発注し、価格規制を回避しようとする行為は、空売り規制の趣旨に反すると考えられることから価格規制の対象となります。弊社では空売り注文を50単元以下に分割して発注していないかのチェックを行っており、価格規制を回避しようとする取引が見受けられるお客様につきましては、弊社でのお取引を停止させていただくことがございます。

また、適格機関投資家に該当するお客様におかれましては1単元の空売り注文（信用新規売り注文）より、価格規制が適用されます。空売り注文（信用新規売り注文）をご注文の際は十分ご注意ください。

2. つなぎ売りについて

- (1) 空売り価格規制の適用除外である「つなぎ売り」は、公募増資等の際に、価格が決定され、その申し込み後、割当数量が確定した段階でその数量の範囲内において行うことが可能となります。割当数量が確定する前に行う信用新規売り注文は空売り価格規制の適用除外とはなりませんのでご注意願います。
- (2) 株価の下落が見込まれる局面等において、現物株等、保有する株式を売却せず、同銘柄にヘッジ目的で発注する信用新規売り注文については、空売り価格規制の適用除外とはなりませんのでご注意願います。

3. 複数の証券口座や関係口座を利用した信用新規売り注文について

空売り価格規制を潜脱する目的で、弊社以外の証券会社で保有している口座や、実質の所有者が同一である場合の法人口座や、ご家族等の口座など、関係口座を利用して発注する信用新規売り注文について、銘柄・注文価格・タイミング等の発注形態に関係性が推測される場合は、分割発注として空売り価格規制違反に該当するおそれがあります。

また、架空の名義あるいは他人の名義など、本人以外の名義で取引を行ったり、家族・知人等の名義や口座を借りて行う取引は、マネー・ローンダリング等の温床になることや、不公正取引に利用されるおそれがあることから、法令諸規則等により禁止されております。（仮名借名取引等）特にインターネット取引を利用されるお客様におかれましては、お客様番号、ID・パスワード等をご本人限りで管理していただきますようお願いいたします。

4. 空売り注文発注時の弊社ネットシステム対応

弊社では、空売り価格規制を回避しようとする空売り注文に対応するため、トリガー価格に抵触した銘柄かどうかを問わず、同一銘柄で1日合計51単元以上発注された信用新規売り注文について、各金融商品取引所へご注文が取り次がれた際に、価格チェックが行われるシステムとなっております。

このため、一定の条件に抵触した信用新規売り注文は「エラーや、注文失効」など、注文が制限される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

《注文の制限については次ページ以降をご確認ください》

空売りに関する注文の制限について（適格機関投資家以外）

（1）成り行き注文について（引け成り注文・不成り注文を含む）

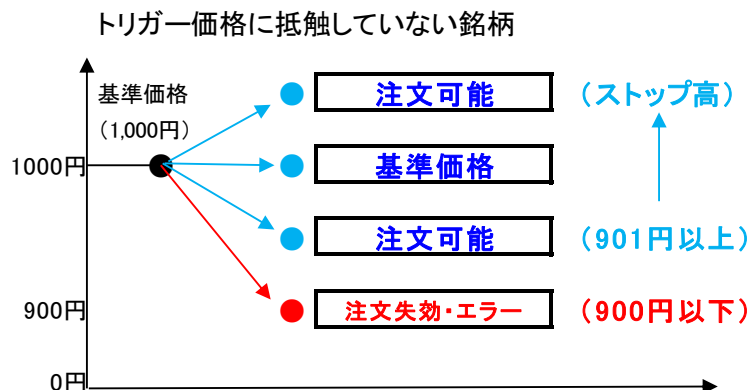
信用新規売り建注文における成り行き注文については、同一銘柄において、合計50単位以内のご注文のみ受付可能となっております。合計51単位以上（51単位目を含む注文）となる信用新規売り建注文は、トリガー価格に抵触した銘柄かどうかを問わず、終日ご注文いただくことができませんので、あらかじめご了承ください。

（2）指値注文について

①トリガー価格に抵触していない銘柄

トリガー価格「基準価格 × (1 - 10%)」に抵触する前の銘柄であるときに、合計51単位以上の信用新規売り建注文をトリガー価格以下の指値で発注した場合は、成り行き注文と同様に「注文失効、または、受付エラー」となります。

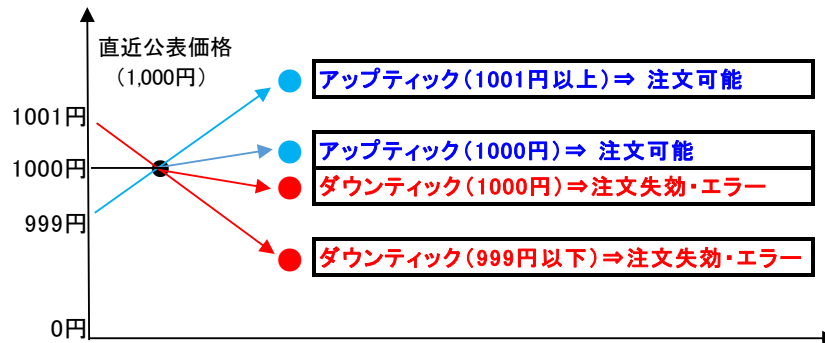
例) 基準価格が1000円の銘柄 : 「1000円 × (1 - 0.1)」 = 900円 ←トリガー価格
合計51単位以上の空売り注文を発注する場合、901円～ストップ高までの指値で注文可能。



②トリガー価格に抵触した銘柄（価格規制適用銘柄）

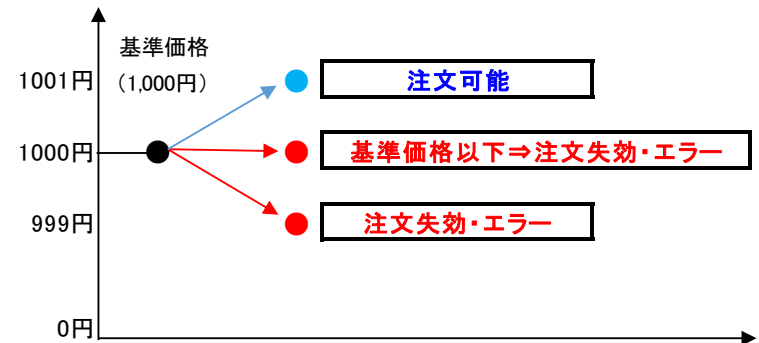
価格規制が適用されるため、直近公表価格以下（ダウティック）への信用新規売り注文が制限され、合計51単元以上の信用新規売り注文をダウティックでご注文した場合「注文失効、又は、受付エラー」となります。再度ご注文いただく場合は、株数を減らさず、直近公表価格以上（アップティック）の指値でご注文するようお願いいたします。

トリガー価格抵触銘柄



- ・トリガー価格抵触後は、直近公表価格（現在値）が基準となりアップティック・ダウティックの判定になります。
- ・上図は、仮に直近公表価格●を1000円とした場合です。

トリガー価格抵触銘柄（寄り付き前）



- ・寄り付き前に価格規制が適用されている場合は、価格が決定されるまで、合計51単元以上の空売り注文を基準価格以下の指値、または、成り行き注文でご注文できません。
- ・寄り付きの価格決定後は、直近公表価格（現在値）が基準となりアップティック・ダウティックの判定となります。（左図）
- ・上図は、仮に基準価格●を1000円とした場合です。



- トリガー抵触銘柄とは、当日の基準価格から10%以上下落した価格で約定が成立した銘柄。空売り価格規制が適用され、トリガー価格に抵触した当日とその翌営業日まで価格規制が適用されます。
- 51単元とは、100株（口）単位の銘柄の場合、5100株（口）になります。
- アップティックとは、直前の異なる価格より直近公表価格（現在値）の方が高い状態
例）前値100円⇒現在値101円
- ダウンティックとは、直前の異なる価格より直近公表価格（現在値）の方が低い状態
例）前値100円⇒現在値 99円
- 注文失効とは、ご注文を入力した後、価格・数量などのある一定条件に該当したため注文が制限され、市場へ発注できなかった状態です。注文入力後は処理状況をご確認いただき、再度ご注文願います。

ご留意事項

当社ネットシステムにおいては、受注日時順に処理を行いますので、期間指定注文等で前日以前に発注した注文が残っている場合も含め、その当日に累積して計算されますのでご注文の際はご注意ください。

ただし、前日以前に一部約定済となっている数量は累積せず、当日有効な注文の数量を累積いたします。

原則、ご注文された発注時間順に累積されますが、必ずしも発注時間通りに累積されるとの確約はできませんのでご注意願います。

当社における空売り価格規制へのシステム対応は、全ての空売り価格規制に対応するものではありません。お客様のご注文内容によっては価格規制に抵触する場合がございますので、ご注文時にシステム制限がかからず、注文入力が可能な場合であっても、空売り価格規制の適用を受ける場合がございます。

また、当社システム対応により、空売り価格規制違反とはならない注文であっても、ご注文がエラーとなる場合や注文失効する場合があります。特に金融商品取引所における受付時間外にご注文される予約注文や、期間指定注文等は金融商品取引所へ注文が取り次がれた際にエラーとなる場合や注文失効する場合がありますので、金融商品取引所へ受付された後の処理状況を、必ずご確認ください。

当サイトに掲載されている情報は当社のご案内やその他の情報提供を目的としたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。情報のご利用にあたってはお客様ご自身で判断なさいますようお願いいたします。

当サイトに掲載されている情報に関しては万全を期しておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また掲載されている情報等は最新の情報ではない可能性があり、予告なく変更・廃止されることもありますので、あらかじめご了承ください。

万一、当サイトに掲載されている情報を用いたことにより、何らかの損害を被った場合でも、当社および当社に情報を提供している第三者は一切責任を負うものではありません。

当サイトからバナー・テキストリンク等アクセスできる第三者が運営するサイトは各々の責任で運営されているものであり、こうした第三者サイトの利用により生じたいかなる損害に関しても、当社は一切責任を負うものではありません。

証券投資に関する最終決定は、お客様ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。